

委員会での審査

3月4～15日に各常任委員会が開催され、付託した議案等を審査しました。(紙面の都合上、議案質疑とも一部を掲載)

総務

◆八街市行政組織条例の一部を改正する条例の制定

問 組織替えの効果を伺う。
答 秘書広報課は、広報広聴を一元化することと、秘書課と総務課の運転業務を財政課で行い、運転業務、財産管理業務の効率化を図ります。

選挙管理委員会事務局を総務課職員が兼務することは、現行でも総務課職員が応援体制をとっているもので、兼務を明確にし事務の効率化を図ります。
企画行革班は行革の進行管理を行います。
課税課、納税課とすることは、一層の収納率の向上

を図るためです。

防災課を総務部に所管替えすることは、地域防災計画の中で、災害対策本部の所管が総務部となっているので、実態に合わせるものです。

農政課の農産係、畜産係の統合は、耕種農家と畜産農家の連携を図るためです。

道路管理課と建設課の統合は、道路行政の効率化を図るためです。

市史編さん業務を社会教育課に所管替えすることには、専門職である学芸員を同一の部署に配置することにより、文化財事務の効率化を図るためです。

教育民生

◆平成17年度一般会計予算

問 障害者交通費助成は今度、精神障害者の方も利用できるのことが、その対象者と、地域はどこか。
答 利用できる精神障害者は1級の方で、地域は、八街市を含めて成田、富里、芝山、酒々井、佐倉、四街道、東金、成東、大網白里の10市町村で利用できる予定です。

問 学校と警察連絡制度の締結をされたがこの内容は。
答 平成17年1月26日に当市と県警察本部との間に締結し、2月1日から施行されています。その際、市の個人情報保護条例に関係する審査員より指摘があったので、個人情報の部分については委員のご意見を伺った上で締結しました。

4月に入りましたら佐倉警察署、佐倉市、酒々井町、八街市で担当者会議を実施し、円滑な実施ができるようにし、学校と警察が情報をやりとりしながら、子供達の健全育成、事故防止、再発防止等についての協同態勢をとっていく考えです。

◆平成17年度学校給食センター事業特別会計予算

問 給食費の引き上げ予定、また、その理由は。
答 平成18年4月からの値上げを検討しており、理由は、昭和63年から基本額を改定していないので物価等の上昇、また、米、牛乳など国庫補助の対象が削減等されたことなどにあります。

平成18年4月からの値上げを検討しており、理由は、昭和63年から基本額を改定していないので物価等の上昇、また、米、牛乳など国庫補助の対象が削減等されたことなどにあります。

建設

◆平成16年度八街市水道事業会計補正予算

問 給水収益1千63万4千円の減、県補助金の総合対策事業補助金1千50万4千円とかなり減額し、水道事業も大変な状況にあると思うが、この見通しは。
答 平成16年4月から水道料金を値上げし、約7千万円増と見込んでいたが、4月から1月の実績では、有収水量は0.61%しか伸びていません。近年使用量の伸びは、節水志向などにより見込めない状況です。

県補助金の減は、県補助金該当自治体の合計申請額が、予想を上回ったと言うことで、該当する市町村一律10%カットされました。

◆平成17年度八街市一般会計予算

問 雨水排水対策費での冠水対策の予定は。
答 富山付近や文違のアサノコーポレーション裏付近の冠水について、解消に向けて進めていきます。また、通学路で流末のな

富山付近や文違のアサノコーポレーション裏付近の冠水について、解消に向けて進めていきます。また、通学路で流末のな

い所は、部分的に浸透井戸を実施していく考えです。

問 八街駅北側地区土地区画整理事業の移転補償はあと何件残っているのか。
答 平成16年度末の契約予定件数は、全体予定件数65件のうち、42件が終わる予定で、残り23件となります。

問 八街バイパス流末排水施設整備は、今生活してる市民にも活かされるのか。
答 道路部分の雨水を受け入れると同時に、道路両脇20m雨水を受け入れるようになっていきます。

経済環境

◆八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定

問 土砂等の埋立て等にする区域の面積が、500平方メートル以上にあるものとあるが、500平方メートル以下の対応は。
答 この条例の主旨は、土質が安全なものであるということと、構造的、土木的に安定しているものという2点が条例の中で中心にうたっています。

第7条は、土質の問題で安全基準に適合しない土砂

等による埋立ての禁止。第8条は、崩落等の防止措置で構造的に安定しない工事はさせないとしてあるので極端な話、1平方メートルからでも汚れた土を使って埋めているということであれば、指導し、従わなければ撤去命令を出せる内容になっていきます。

問 事業者の責務のところでは、罰則規定がないが、例えば、安全基準を超えた残土で埋立てを行った場合どうするのか。
答 第38条に罰則規定があり、例えば、安全基準に違反した土を使って埋立てをしようとした場合、市長命令で工事を中止しなさい、あるいは土砂を撤去しなさいという規定で、これに違反した場合は罰則規定により、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するとされていますので、十分に対応できるのではないかと考えています。

